

資料 8(共通)	令和 7 年 3 月 21 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

サービス提供記録の確認及び法定代理受領額の通知義務について

事業者は、サービス提供内容等を記録し、利用者の確認を得ること（※）、及び市から代理受領した給付費の額を利用者に通知すること（※）が義務付けられており、利用者は通知を確認することとなっています。このことにより、利用者は、自らが受けたサービス内容と、事業者が請求した内容が一致しているかどうかの確認を行うことができる仕組みとなっています。

運営指導などで、利用者への確認や通知がされていない例が見受けられますので、上記の趣旨に鑑み、適切に処理を行ってください。

（※）千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 19 条（サービス提供の記録・確認義務）、第 23 条（代理受領額の通知義務）ほか全サービスについて同様の規定あり